

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び上越市財務規則（昭和46年規則第35号）第67条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月28日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地
名 称 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10 階
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和6年3月22日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類
上越市公共施設予約システムを使用したオンライン予約による公共施設の使用等に係る使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和6年4月1日から令和11年1月31日まで